

仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会における
先端的サービス創出及び規制改革推進事業 募集要項

1. 事業の目的

仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進戦略 Ver.2.0 推進のため、データを利活用し、社会的課題の解決などに寄与する新しいサービスの創出や規制改革を目指すプロジェクトについて、その実施主体となる事業者（以下「事業実施者」という。）から提案を募集するもの。

2. 募集対象の事業

(1) 実施テーマ

仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進戦略 Ver.2.0 に沿った内容の事業であり、下記テーマに対して応募すること。

テーマ	募集する事業
① 先端的サービスの創出	データを利活用した新しいサービスを実証・実装することで、社会課題解決に資するプロジェクト
② 規制改革の推進	国家戦略特区指定区域という本市の特性を活かし、規制改革を推進し、社会課題解決に資するプロジェクト (エビデンス調査など)

(2) 選定事業数

テーマ①及び②においてそれぞれ1件以上の採択を想定（単一事業者による応募、複数の事業実施者で構成される構成団体による応募のいずれの場合も該当する）。

(3) 提案・実施にあたっての要件

- ・ 仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進戦略 Ver.2.0 に沿った内容の事業であること。
- ・ テーマ①先端的サービスの創出においては、データを利活用した新しいサービスを実証・実装することで、社会課題解決に資するプロジェクトであること。
- ・ テーマ②規制改革の推進においては、国家戦略特区指定区域という本市の特性を活かし、規制改革を推進し、社会課題解決に資するプロジェクトであること。
- ・ 本事業の期間は、事業開始日からその日が属する年度内とするが、次年度以降の継続的な運用、実装が見込まれる事業であること。
- ・ 本市の他の助成制度や、国、本市以外の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体から運営費等に係る補助又はこれに類する助成を受けている事業に対しては、本事業の対象としない。

3. スケジュール

時期	内容
令和5年9月12日(火)～10月2日(月) 17時	応募受付期間
令和5年9月12日(火)～9月20日(水)	質問受付期間
令和5年9月26日(火)	質問への回答
令和5年10月3日(火)～10月16日(月)	実施事業者の審査・選定
令和5年10月下旬	結果公表・協定締結
令和5年11月上旬～令和6年2月	事業実施
令和6年3月上旬	成果報告資料提出
令和6年3月中旬	協議会総会にて報告
令和6年3月中旬	業務完了報告

※スケジュールは予告なく変更する場合があります。

4. 事業実施者の役割

事業実施者に求められる役割は以下のとおりである。

- ・ 事業内容を企画・提案し、必要なリソースを確保の上、事業を実施する。
- ・ 本市から要請があった場合、適宜状況を報告する。
- ・ 成果物として、成果報告資料を作成する。また、仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会の幹事会、および総会にて報告する。

5. 負担金の額

(1) 負担金の額

- ・ 事業の経費は市が負担することとし、市の負担額は、市の予算の範囲内で全体事業費の10分の10以内とする。
- ・ 2.(1)①先端的サービスの創出においては、1事業あたり1,000万円を限度とする。
- ・ 2.(1)②規制改革の推進においては、1事業あたり300万円を限度とする。
- ・ 上記の各限度額内であれば、事業規模の大小は問わない。
- ・ 提案時に提出する経費算出表に事業に要する経費の詳細を記載すること。

(2) 対象経費

本事業実施に直接的に必要かつ期間内においてのみ必要となる経費に限る。

以下の経費は対象とならない。

本事業と直接関係のない人件費、備品費(税込2万円以上の物品の購入費)、飲食費、被服費、その他本事業に直接関わらない経費

(3) 負担金の支払い

成果報告資料に対する事務局の検収完了後、請求書の提出をもって支払を行う。支払いは、

成果物の提出等完了後の令和6年4月を予定している。

6. 応募資格

以下の要件をすべて満たす国内法人とする。

- ① 公募開始の時点で、仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会に参画していること。
- ② 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- ③ 仙台市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団(仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条例第29号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当せず、かつ、法人の代表者、役員、又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当する者がいないこと。

※ 複数の事業実施者で構成される場合、①の要件については代表事業者が、②から④の要件については、代表事業者を含め構成する事業実施者のそれぞれが満たすこと。

7. 審査

(1) 審査方法

審査委員会を設置し、事業実施者を書面による審査の上、選定する。

(2) 審査基準

事業実施者の審査は、以下の各点を評価の観点とする。ただし、その他の観点を含める可能性がある。評価項目の詳細については、下記一覧を参照のこと。

評価の観点	評価項目(例)	配点
適合性	・本事業の目的を理解しているか ・公募条件に合致しているか	10
有用性	・スーパーシティ協議会事業として有意か、仙台市の独自性ある事業か。 ・利用者(市民など)にとって価値があるか	30
発展性	・運用面が考えられているか ・他事業等との展開性、次年度以降の展開に繋がるか	30
実現性	・提案が合理的で実現可能か、スケジュールは妥当か ・事業の実施にあたって業務遂行能力があり、それぞれを遵守する体制・対策の整備が行われているか	20
加点	各評価の観点について高い価値が認められたものは、合計10点を上限として加点する(複数事業者で構成される場合、協議会内での構成は加点対象)	10

8. 質問票の受付について

事業の応募にあたり、不明点等がある場合には質問を受け付ける。質問の方法については以下を参照すること。

質問票の内容に疑義が生じた場合は、事務局より質問者へ問い合わせをする場合がある。なお、公平性を保つため、個別の問い合わせには一切応じない。また、受け付けた質問については、回答一覧を仙台市公式サイト上で公開する。

受付期間	令和5年9月12日（火）～9月20日（水）
提出方法	下記あてに質問票（参考様式）をメールで提出すること。 仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 メール： consortium_stsc@city.sendai.jp KPMG コンサルティング株式会社 メール： JP-FMKC-SENDAI2023@jp.kpmg.com ※ 参考様式は下記ホームページよりダウンロードすること。 URL: https://www.city.sendai.jp/project/supercity/20230912.html

9. 応募申込

応募を希望する事業者は、必要書類を下記のとおり期日までに提出すること。

(1) 申込方法

仙台市公式サイトから応募様式をダウンロードし、所定の様式に従って提出すること。

受付期間	令和5年10月2日（月）17時まで
提出書類	①申込書（第1号様式） ②サービス提案書（第2号様式） ③経費算出表（第3号様式） ④誓約書（第4号様式） ⑤市税の滞納がないことの証明書（写し・PDF可） ※ ①②③④の様式は下記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入すること。 URL: https://www.city.sendai.jp/project/supercity/20230912.html
提出方法・提出先	下記あてに提出書類をメールで提出すること。 仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 メール： consortium_stsc@city.sendai.jp KPMG コンサルティング株式会社 メール： JP-FMKC-SENDAI2023@jp.kpmg.com

(2) 注意事項

- ・ ②サービス提案書は、パワーポイント形式、A4、20 枚まで、フォントサイズ 10.5pt 以上で記載すること。
- ・ ③経費算出表は、「5. 負担金の額」の記載を参照の上、本事業を推進するにあたり、必要とする負担額を記載すること。なお、今回の事業実施に直接的に必要な期間内においてのみ必要となる経費に限定して記載すること。
- ・ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。
- ・ サービス提案書等の内容に疑義が生じた場合は、事務局より提案者へ問い合わせをする場合がある。

(3) 選定等

申込締め切り後、審査委員会にて厳正に事業実施者を特定し、令和5年10月下旬に発表予定である。特定結果については応募者に個別に通知する。なお、選考過程は一切公表しない。また、選考過程に関する質問も一切受け付けない。

10. 留意事項

(1) 応募申込時に提出する個人情報の取り扱いについて、以下を承諾すること。

- ・ 受領した個人情報は、本市が本事業の目的の範囲内でのみ利用する。
- ・ 提出者は、申込書に記載した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。

(2) 応募申込時の提出書類の取扱い

応募申込時に提出された書類は、提出者に無断で本事業の目的以外に使用しない。ただし、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となることに留意すること。

(3) 事業者及びプロジェクトの公表

本事業にて選定された事業者の名称、プロジェクト内容、成果報告資料、報告会発表資料等については、仙台市公式サイト上にて公表予定のため、これを承諾すること。

(4) 知的財産権、使用权等について

- ・ 本事業にて作成した成果報告資料、報告会発表資料の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本市に帰属する。また、著作者人格権を行使しないこと。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 本事業を通じて事業実施者が新規に開発したアルゴリズムやサービスについては、本事業終了後、事業実施者に権利が帰属する。
- ・ 本事業終了後、サービス実装への移行に伴って調整・変更等が必要な事項については、別途本市と事業実施者が協議して決定する。その際、必要な書類等を本市から求める場合がある。

(5) 秘密保持について

本事業を通じて知り得た情報について、本事業の用に供する目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。本事業終了後も同様とする。

(6) その他

審査委員会における意見を踏まえ、事業実施において対応を依頼する事項を採択時に特記事項として条件を付す場合、これに応じること。

事務局

仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課 松原

住所：仙台市青葉区国分町3丁目7-1

電話：022-214-1254

メール：consortium_stsc@city.sendai.jp

KPMG コンサルティング株式会社 田中、小林

メール：JP-FMKC-SENDAI2023@jp.kpmg.com